

障害者活躍推進計画

機関名	山梨県人事委員会事務局
任命権者	山梨県人事委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
山梨県人事委員会における障害者雇用に関する課題	山梨県人事委員会事務局においては、職員総数が12名程度の小規模な機関で、正規職員は知事部局からの出向であり、これまで障害者が当機関に配置された実績はない。また、障害者に限定した非常勤職員の募集・採用も行っていないため、組織的な受入体制の整備は特段行ってこなかった。
目標	
① 採用に関する目標	会計年度任用職員の募集の際は、障害者の応募もあることを念頭においた公正な採用選考を実施する。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として事務局次長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、事務局職員に周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、関係機関と相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談以外にも、定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○「山梨県における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

	○なお、当機関では任命権者の採用計画に基づき、障害者を対象とした職員採用選考試験を毎年実施しており、任命権者と連携して障害者雇用の促進を図っている。
--	--